議案第５１号

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例の一部を別案のように改正する。

よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成30年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例

第1条中「発電事業」の次に「等」を加える。

第3条第2号中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を、「変換設備及び」の次に「電力系統に直接接続し充放電する蓄電池並びに」を加え、「その」を「それらの」に改め、同条第3号及び第8号中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を加える。

第5条第3項及び第4項中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を加える。

第9条第1項第1号中「））」を「）」に改める。

第10条を次のように改める。

（同意の制限）

第10条　村長は、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。ただし、自然環境及び生活環境の保全上支障がないと村長が認める場合は、この限りでない。

(1)　自然環境及び生活環境の保全のため必要なものとして規則で定める基準に適合しない場合

(2)　事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合

第14条第1項中「再生可能エネルギー発電事業」の次に「等」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第9条から第11条までの規定は、この条例の施行の日以降に着手する事業（改正後の第3条第2項に規定する蓄電池に限る部分に限る。）について適用し、同日前に着手した事業（事業区域における再生可能エネルギー発電設備等の設置に係る工事に着手したものをいう。）については、なお従前の例による。

木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成30年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業__との調和に関する条例	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例
（目的）	（目的）
第1条　この条例は、木祖村における美しい景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業__に係る再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境や生活環境等に配慮するとともに、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。	第1条　この条例は、木祖村における美しい景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業等に係る再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境や生活環境等に配慮するとともに、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
（定義）	（定義）
第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　再生可能エネルギー発電設備__　再生可能エネルギーを利用するための変換設備及び_____その____附属設備をいう。	(2)　再生可能エネルギー発電設備等　再生可能エネルギーを利用するための変換設備及び電力系統に直接接続し充放電する蓄電池並びにそれらの附属設備をいう。
(3)　事業　再生可能エネルギー発電設備__の設置を行う事業をいう。	(3)　事業　再生可能エネルギー発電設備等の設置を行う事業をいう。
(4)～(7)　（略）	(4)～(7)　（略）
(8)　近隣関係者　事業区域に隣接する土地、当該土地にある建築物又は再生可能エネルギー発電設備__からの水平距離が当該発	(8)　近隣関係者　事業区域に隣接する土地、当該土地にある建築物又は再生可能エネルギー発電設備等からの水平距離が当該発

電設備の高さの2倍の範囲内にある土地若しくは建築物を所有する者をいう。	電設備の高さの2倍の範囲内にある土地若しくは建築物を所有する者をいう。
（事業者の責務）	（事業者の責務）
第5条　（略）	第5条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　事業者は、再生可能エネルギー発電設備__及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。	3　事業者は、再生可能エネルギー発電設備等及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。
4　事業者は、再生可能エネルギー発電設備__が不要となった場合、速やかに原状回復に努めなければならない。	4　事業者は、再生可能エネルギー発電設備等が不要となった場合、速やかに原状回復に努めなければならない。
5　（略）	5　（略）
（届出及び同意）	（届出及び同意）
第9条　事業者は、村内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を村長に届け出なければならない。	第9条　事業者は、村内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を村長に届け出なければならない。
(1)　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第17条第1項において同じ。）））	(1)　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第17条第1項において同じ。））
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（同意の制限）	（同意の制限）
第10条　村長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。	第10条　村長は、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。ただし、自然環境及び生活環境の保全上支障がないと村長が認める場合は、この限りでない。
	(1)　自然環境及び生活環境の保全のため必要なものとして規則で

	定める基準に適合しない場合 (2)　事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合
（審議会） 第14条　村長は、この条例の目的及び基本理念を推進するため、木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業__との調和に関する審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。 2～4　（略）	（審議会） 第14条　村長は、この条例の目的及び基本理念を推進するため、木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。 2～4　（略）

議案第 51 号説明資料
木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例の一部を改正する条例

1　改正理由

近年、事業者から系統用蓄電池設置に関する関係条例の問い合わせが増加している。騒音被害等、住民に影響を及ぼす可能性のある施設であるため、設置に関し条件を付す必要があるため、関係条例について所要の改正を行うもの

2　改正内容

【対象設備の追加】

系統用蓄電池を新たに規制の対象に加える。

【同意の制限】

規則で定める基準に適合しない場合、同意しないものと定める。

○規則で定める「同意の基準」

・電気事業法、消防法、建築基準法などの基準を満たすこと

・騒音について、事業区域の敷地境界部分において、環境基準で定める基準値以下であること（昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下）

3　施行期日

公布の日から施行

4　経過措置

第９条から第 11 条までの規定は、この条例の施行の日以降に着手する事業に適用し、同日前に着手した事業については、従前の例による。

